

議席 氏名	議席 氏名	議席 氏名	議席 氏名
一 岸本利彦	二 岸本利彦	三 岸本利彦	四 岸本利彦
五 岸本利彦	六 岸本利彦	七 岸本利彦	八 岸本利彦
九 岸本利彦	十 岸本利彦	十一 岸本利彦	十二 岸本利彦

第六回 宜野湾村議會議事録

一日時 一九五八年十月三十日 自午前十時十七分 至午後三時五十分

一場所 宜野湾村議會議事室

一會期 三日間(廿一日)

一提出案件

議席第一号 並査委員の選任同意の件

議席第二十号 助役選任同意の件

マ一 議席第三十号 一九五九年度宜野湾村歳入歳出

追加更正予算案

軍消防隊と消防応援協定

締結の件

一日程

日程第一 議席第一九号

日程第二 議席第二十号

日程第三 議席第三十号

日程第四 議席第三十号

一出席議員 二十名

議席 氏名	議席 氏名	議席 氏名	議席 氏名
一 岸本利彦	四 岸本利彦	七 岸本利彦	十 岸本利彦
二 岸本利彦	五 岸本利彦	八 岸本利彦	十一 岸本利彦
三 岸本利彦	六 岸本利彦	九 岸本利彦	十二 岸本利彦

十番	仲本 公座	五番	山本 朝徳	七番	安次 富盛信
十一	花城 清善	六番	天久 盛雄	八番	宮里 敏行
十二	中里 幸助	七番	富山 伸太郎	九番	三番 桃原 公貞
十三	松本 利宣	八番	稻嶺 盛三		

一、欠席のし

一、議事の要旨

議長 出席議員二十名、欠席のしして市町村自治法

第五十三条により議会は成立致しました

よつて第六回宜野湾村議会臨時會をこねり

開会致しませう

(午前十時十七分)

直に會議を閉じます

議長 日程の報告をなす (別紙)

議長 本冊臨時議會の議事録署名多人の送任方法を

伝説り致しませう

六番 議長指名で願ひませう

議長 只今六番議員より議長指名で送任願ひたいと

の意見がなつておられますが、伝説り致しませうか

田舎議員のしと申がせう

議長 伝説り致しませう、おありませう、おありませう、私のり

のり 指名致しませう

議事録

二番 岸本利実

十八番 杉原盛三

議長 本席時令の會期をお計り致します。

一番 會期はついでに規定を説明願いたい。

議長 書記をして、會議規則を朗読せしむ。

十二番 おまり長明を要するものでないか、一日にしたい。

三番 今日議令を招集され、議案も只今取布をまじ

たので、審議の長が云ふとどうかと思つた。

今後は出来るだけ通知の際同時に配布願

たい。

尚會期については規則通り三日としたい。

議長 唯今十三番議員より一日、三番議員より三日の

両説があり、如何と治る。

二番 予算その他重要な議案等であり一日で審議

すると云ふものは無理な話である。三番議員

の給息身の通り、三日と決定した。

議長 會期三日と決定して良いのでせうが、

(多数賛成と唱う)

議長 給要議案はようござります、本席時令

の會期を三日と決定致します。

議長 日程第一、議案第一九号、監査委員の選任同意

に、附議致します。

十三番

本系にフツアは私の個人に属する事でもあり  
ますので又本人がおつては議事審議の都合  
ありませうかと退場したい

議長

結本人の意をておれば結効だと思ひます  
採事者の説明をお願いします

村長

今までの方が任期が了に於て今般選任  
にフツア皆様方の同意を得たと思ひ在り  
を採事致しませうが採事した二人を私が選任  
した理由は議事の中に財政委員会の委員を  
ごあり特に皆に対してその内分を知らず  
必要があり、職責上かくも知つて戴く必要  
が有りますので財政委員の委員長であられる  
伴里幸助君と選任したと思つておられ  
ます。レ河川君はその手帳とくも今トラ  
ソク會社の會計をしてあり充分その  
實力は認められたと思つます

議長

次に宮城邦彦君は前選任委員でもおられ  
るし、経験者であるので、皆識経験者とな  
選任したと存じますので、よろしくは審  
議の上、同意下さいませう。仔細願ひ致し

議長

質疑に移ります

一五番

関係法規にフツア、採事説明願ひたい

議	<p>事柄を以て奥付備えの朗讀を以てしめる</p>
二番	<p>行政法の日本の沿革の方々の序説にまある通り 公平であることと云ふ事柄を力説されて了るが</p>
村長	<p>村長の先程の説明の中に事柄経験が甘う了 事柄にも明るいと云ふ事柄を公平だと 言ふ事柄と、事柄にも明るいと云ふ事柄と、事 柄が優先すると思われらるが</p>
十三番	<p>どうなるも大のたと思ひます一一人を以て 並に委員が重要な職務であり、税金が 公平に課されて了るが、事柄が公平に 執行されて了るが、或は村有地、事業 等の管理が元分になされて了るが、事柄 等、その職務の重要性に於ては私が申す まうても有りませぬ</p>
	<p>以上、一、二、三、の事が、目録も必要になつて 来ると思われらる</p>
	<p>先づ一、二、三、の事柄が、目録は、目録に オニに、信念の人でなければならぬ</p>
	<p>オニに、三、と親子、近親、師弟の關係が あつては、目録に、</p>
	<p>オニに、反対の人か、もつて来て、それ もつて、左、右、される必要はなく、公平に行つて</p>

議 一	おねはなにも心取する必要もなしと思われた。
二	私は村長選挙の際、伴村村長に支持致し、また
	が、仲里君は村長選挙の際、念演説會で
	村民多数の明で伴村村長を応援したことが
	あり、村民として仲里君が公平なる監査は
	できないと認める。又、中里君を推薦する
	前に議員に計らて置くことも必要だったと
村 長	思われる。以上の点から、中里君を監査委員
十三 番	に送任することは不適当と思われ、この
	当分の猛省をしようがすも、つらなる。
一 七 番	唯一の十三番議員から、監査委員の任務の重大
	であること、このへり、おられたことが同感う
	ある。但し、本議案については同意するもの、
	中里君は、当村議會の財政委員に任じられて
	本村財政の確保と、急分に運送にも当ら
	おぼひ、つらない。又、村長の説明による通り
	會社、會計として、経理事務にも経費があ
	ふ、公で無私の人であり、兩人を送任する
	ことに同意する。もの、つらなる。
	尚、先程、本議案から、反対討論の中に
	選挙の際、村長を支持したことがあつたこと
	の事、つらなる。理解が、苦しか、もの、つらなる。

い

仲村は主として出羽の選挙であり、又平井に  
対する選挙であり、故に彼との関係が問題  
で村長とは少くなく感えられた。  
議員たるもの選挙の時感え方を述べた  
あつてはさきさき

二番

唯一七番議員より賛成意見があつたが  
公平に選挙と言ふ莫か、反対するものつ  
あつた。

一七番

選挙の時支持したか、と云ふたけでなく  
当初の議会の時、或は村青年会の時の派  
めぐり見て当局の支持一辺倒である。  
議員は当局以外にあつて、あくまづも自主  
性がなく、はなはだしい。

仲村村長は、なほ、村政の派閥を解消  
し得る人で、あると大山あたりでも、さう  
さう言う意味が、中里君以外人でも  
送件して戴きたい。

一三番

一七番より選挙当時の感情の事があつたが  
私はさうではな  
私は仲村村長をおした、故に私り良心が  
とがめる故に中里君が良心的に引いてもら  
たいと言ふ、さうである。

選挙の時々は村民がくく疑惑をもつおそれがあるのを消す意味である。

二番

財政委員の長としての意味がくくであれば、財政委員長の送任の時がくくあかしく感じます。松本議員がくく対外的な面がくく

岸本君はやつて載きたり意見があつたが、私はやつてもいいと言つた。中里君がくく

岸本君がくるかとは私もやつて見たいとの意見がきき、私がでは中里君が一つか

はつて一つといと申し上げ、委員長の送任したおかげで、初めがくく計画的と

なうことになつて、巡府解消どころの話しでなくなると思われる。

三番

人あつて見方は違つたが、村長は財政委員長のあつた道任と言ふが、財政

委員長のあつたは、べきなるとはな、一般がくく疑惑を持たれ、かつちうな方法は

本委員に付しては、もう一度再考の上、結果願いたい。

五番

選挙委員は、大であることは、皆同感である。三十名の議員が皆同じ意見であるが、全員が見守つてあることに大丈夫と思つた。

本字に林成するものなる

十三番 見守ると言ふことは大要まつかじいことである

新議會議員として、その言ふことは許すまじき

ことだ

六番 本人の程度が良に於て、兩人は欠真が

あると言ふことである

十三番 その言ふことは、職務の性格上疑惑が

おこるべし

二番 本案は會期も三日であるし、経議審議に

附して載せたと言ふ、勅議を提出せしめ

（林成）と唱ふものあり

議中 惟令ニ番議員が、経議審議に附したい

旨の勅議が提出され、勅議は成之がしめてあり

ます、その言ふ取り計つておろしうござります

と

要議のし」と唱ふものあり

議中 では佐田議員が、いふ、その言ふものは

の程、一議員が、五早、議審委員の選任の

同意の方に、は、経議審議に附すことに、認し

ます

議中 日程が二議員が、三早、助役選任同意は、

を附議せしめます

義長	提案者の提案理由の説明を求めます
村長	町村における助役は村長の助け役であり私と一纏になつて働いて戴く方がなければならぬ。特に私が最道任と云う言葉を使用したのも吳屋君が過去八年さう長い経験と命まづの行政運営の面から是非就任して貰いたく私としてこれ以上の道任者が見当たらないので長と言ふ字を入らせて戴きました。又村長、助役も新米の場合は村民にめいわくになると言ふ事も感之是非同意して戴きたく提案を致しました。
義長	質と疑は入りませぬ
三番	提案のされた方以外にも道任者として接洽した事があるかどうか
村長	ない
八番	最も道任者との傍説明も取りましたし今まづの経験から村全般を通じた最道任者と認めて本業に精成するものがある。唯今は質と疑は入りませぬ
二番	このほど五日期を過ぎてもなされていながら村長の立場から女房役として話し合つて行く事が出まうか

村長

村政その他全般に亘り最も先に話し合う相手  
すなわち相談役のつもりである。

十二番

前村長さんと共に村々ために至盡力なされた事  
はわかりませんが、村長と助役は一体となさるべき  
であらうかと。過去におりて時に一体でない  
と言ふ風な事が言われていたが、今後の向類

もあるし、他に交渉の事実はないかと。どうか

村長

今も互に話し合っており、今後とも出まると  
思ふ。

議事

質疑を打ち切り討論に移りたりと思ふが他に

質疑はありませぬか。

質疑はなしと申すので、質疑を打ち切り

一九番

助役は村長の補助者であり、村長が認められ  
てゐる以上替成である。

大番

會期中の進捗審議に附したい。

八番

私は全面的に賛成である。進捗審議の必要  
はない。

十二番

任期も満了のことなし、進捗審議に附してもらひ  
たい。

二番

今までの討論の中で大番、十二番さんは會期中  
研究したいと申すので、理由は會期中

村  
だけてあり、理由にとはいふと思つて、もつと具作  
的は理由を求めてもらつた。

六番  
まだ任期中でもあり、議事を徹田してもらつた。

二番  
昨今六番の意見は徹田だと申されてゐるが、  
前議事の場合には今日で決定したいと言つて  
おとれるが理由なくして徹田又は着議ホア  
にはるのとは異意が分りがわる。村長も  
認めてあるし、徹田・着議ホアの理由らしい  
理由もないので、今日で承認することには  
賛成するものである。

議中  
一時休憩を宣す (午後零時三十分)  
再会を宣す (午後一時三十分)

一五番  
本条は先づ村長が、自分の女房役  
として道任者だとされたし、又本員も道任者  
と認めますので、任期も明日までであり、  
八番員も同じ議決をとり、新しい助役を全  
出して行きたい。

一三番  
別に道任者もかく、又別に話し合つた事も  
なく、人望がく見ても賛成するものがある。

二番  
村長助役は夫婦同然であり、村長が認める  
方が、我々は喜んで之に同意を興えたい。

六番 オ一日程の卒と同意であり、同じ人平肉作

の通年であるから一経流を番議に附すべき

である

十三番 オ一日程卒の場合には理由があるが、本卒の

場合は嫁さんをおさぐすことかしくしても、

すべきは嫁さんをおさぐすことであり、村長の

意思をくみかたい

オ一日程卒と同意されるのは心外である

を上げて替成するものである

今までも期ち移めてこられた方であり、

村民かとも別に風評もきつて口づつ

替成するものである

十二番 本卒に替成

反対者も口づつ、全令一語で同意を興え

たい

六番 此の卒にソソでは同意できませぬ

オ一日程卒を認めれば替成であるとか

言ふ事は議俞のやりとりであり、我々議員

として口づつしむべきことである

この卒は、口づつきによつて議俞が違はされ

るまうでは、こん後衛歴的に村民に批判されて



<p>3. 遺族会(村)より補助金陳情に対する 処置</p>	<p>処置</p>	<p>4. 村体協会の補助金陳情に対する 処置</p>	<p>5. 有志専任の排水工事の件で追加</p>	<p>本件は五八年度予算に計上してあったが 本年八月までに竣工しなかつたので</p>	<p>6. 過年度支出として追加</p>	<p>7. 歳入に上りては繰越金が主であつて 財源については確實である。</p>	<p>以上要旨のみを説明申し上げ、皆様の信託疑 念にたいしてお答えします。</p>	<p>8. 各員始りての予算は審議であり、又各員 の要領もさうだと思つますので、継続審議に 附したさいとの動議を提出致します。</p>	<p>9. 尚当初予算における補助金全般に 次に申し上げる点をお命の上次の用令 まづに資料を算つりて提出して戴きたい 人各種団体に補助金を交付してあるが、交付に 当り、何時、どうなるふうに申請をなさ てあるか、どうお答え願ひます。</p>	<p>10. 田作の性格</p>	<p>11. 田作の便内がどうなるかの事か</p>
------------------------------------	-----------	---------------------------------	--------------------------	--	----------------------	--	---	---	---	------------------	---------------------------

二番

又現在各校で青年会に予算がたいがこころ  
面がりの事情はなかつたが、今何と  
方法はないか

議中

以上の上を文書で示して載きたい  
只今二番議文、経済審議に附したいとの初議  
が提出され、初議は成之致してありまうが  
左様取り計つてよろしうござりまするか  
異議なしと呼ぶも多かり

議長

停更議がないから、つてありますので、経済審議  
に附すことに致します

議長

日程中の議案第 三十二年、厚消防隊と消防応援  
協定締結にソツを附議致します

議長

提案書の説明を求めます  
本会には厚の方より、消防政府警察庁を通じて  
て協定案が送られたものでありますので、  
今までの過去における火急の隊には直接  
軍への応援を求め、又援助を度けた際も  
協定の必要を要求され、特に最近の水不足  
の状況下では、そのことを感じられざる  
ありません。協定内容にソツは消防団の  
者が検討を致しましたので、別紙支障はな  
いものと感ぜられたので、提案書に示してあります

八番	本軍に因連して損害等の経費が保償されて ソコがもし民が軍に尤接した場合は不可能か そう云ふ事態が有り得るとは感えられぬが もしたまたま村の消防係倒れて処理出来る
十三番	本軍は私も軍の消防関係に移りてゐるが 軍の場合を申し上げますとやはり軍関係の 場合も本軍の内念と同じである
議中	他に留意見はございませぬが 討論に移ります
十三番	本軍には早急実現すべき案件だと感え られるが、原案に賛成し、同意を述べたい
議中	要議なしと唱ふものあり
議中	佐野議をのりようでなおりますので、議案 オニニ、軍消防隊との消防応援協定 締結について同意することを可決決定します
議中	本日の日程は全部終了いたしましたので、 次回の本会議開催の日時を倍計りします
議中	次の日時は土月一日(土曜)午前十時より再開 致します
議中	これで全日程終了いたしましたので散会します (午後三時五十分)